

平成27年（ワ）第8495号 損害賠償請求事件

原告 出口俊一

被告 左巻健男

第2準備書面

平成27年9月17日

東京地方裁判所民事第7部ほB係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水 陽 平

同復代理人弁護士 古屋 可 菜 子

第1 原告準備書面3に対する認否

1 第1「原告のジャーナリストとしての活動について」について
不知。

2 第2「被告第1準備書面に対する反論」について

(1) 第1項（侮辱）について

第1及び第2段落は、認める。

第3及び第4段落は、大阪高判平成19年12月26日の存在については認め、当該裁判例の解釈を含むその余の点については、全て否認ないし争う。

原告の引用する大阪高判平成19年12月26日は、意見論評による名誉権に関し判示したものであり、侮辱による名誉感情侵害が問題となっている本件投稿1とは事案が異なる。また、仮に大阪高判平成19年12月26日の摘示した基準により判断したとしても、本件投稿1は適法である。

(2) 第2項（名誉毀損）について

原告準備書面3第2項で指摘されている「訴状添付別紙1の1ないし1の3の記載」とは、「訴状添付別紙2の1ないし2の3記載の投稿」の誤記であり、被告が第1準備書面において「本件投稿2」と呼称する各投稿であると思われるため、その前提で認否反論を行う。

ア (1) アについて

第1文は認め、第2文は争う。

イ (1) イについて

第1段落は認め、第2段落（「このような観点から」以下）は、争う。

本件投稿2において検討すべきは、「どのような事実が摘示されているか」ではなく、「事実が摘示されているか否か」である。原告の論理は、本件投稿2において事実摘示がされていることを前提としたものとなっている。

ウ (1) ウについて

否認する。本件投稿2は、かかる事実を摘示するものではない。

エ (1) エについて

第1段落は認め、その余は否認ないし争う。

繰り返し主張するとおり、本件投稿2は、事実を前提とした意見論評である。

オ (2) について

否認ないし争う。本件投稿2は、原告の人格を攻撃するものではなく、原告による取材行為とされる行為に関する意見論評である。

カ (3) について

否認ないし争う。

(3) 第3項（リンクの設定行為）について

否認する。

被告が自身のブログの表題及びブログへのハイパーリンクを設定しただけである。そして、リンク情報は、あくまでリンク先のウェブページに一定のコンテンツが存在することを知らせるものに過ぎず、それ自体何らかの権利利益を侵害するものではない。

第2 被告の主張

1 本件投稿1（侮辱）について

(1) 原告は、本件投稿1について、原告の全人格を否定し、あるいは原告を愚人とした記載となっており、違法な記載であると主張する。また、その根拠として、大阪高判平成19年12月26日を挙げる。

(2) いわゆる誹謗中傷による不法行為の成否に関しては、大きく事実摘示型による名誉権侵害、意見論評型による名誉権侵害、侮辱による名誉感情侵害に分類され、分類ごとに違法性阻却事由をはじめとした不法行為成立の要件が異なることは、言うまでもない。そして、本件投稿1では、侮辱による名誉感情侵害が問題となっている。これに対し、原告の指摘する大阪高判平成19年12月26日は、意見論評型の名誉権侵害における違法性阻却事由の1つ「意見ないし論評としての域を逸脱していないこと」という要件に関し、判断をしたものである。そのため、そもそも本件とは大きく事案が異なり、引用として適していない。

また、大阪高判平成19年12月26日では、「バカ市長」という記載のみにより、意見ないし論評としての域を逸脱したと判断されたのではない。問題となった事案では、さらに、「そのバカさ加減に呆れ返ってしまった。」、「妄言を繰り返す。」、「「バカにつける薬」は、未だ、発見されていない。」といった記載も行われていた。そして、「バカ市長」という記載に加えて、これらの「前後の文脈等を考

え合わせればその表現内容は控訴人の全人格自体を否定するものであり、論評としての域を逸脱したものと判示したものである。

ここで本件投稿1の前後の文脈を検討するに、本件投稿1の直前では、「“波動”が出ている」「EM1号の入った容器の上でウイルスを培養すると、EM1号が添加されたのと同様にウイルスが死活する」とEM菌に関し主張されている効能が記載されている。そして、このEM菌の効能は、被告第1準備書面第2第1項(3)記載のとおり、従来の科学上は信じ難いものである。また、被告は、本件投稿1が記載されているウェブページ上で、自身が大学教員を務める科学者である旨公表している。そして、記載方法も、原告の全人格を否定するのではなく、「それ(※被告注：EM菌の効果に関する主張。)も信じ込む真正のおばか」「あまりにも酷い出口俊一氏のEM擁護」と、原告の、上記効能を信じ擁護しているという点についての批判であることを明記するかたちで記載されている。そのため、本件投稿1は、その前後の文脈に鑑みれば、原告の、科学上信じ難い効果を信じ込んでいる点について、被告が科学者としての立場から行った批判的意見であって、原告の全人格を否定するものではない。

したがって、仮に大阪高判平成19年12月26日の判示する基準に従ったとしても、本件投稿1は適法である。

(3) さらに、本件投稿1は、原告によるEM菌の効能に関する主張や擁護に対するものである以上、原告に対する人格攻撃等ではない。繰り返し述べる通り、本件投稿1は、被告が、一科学者として、EM菌について本件効果は存在しないとの立場から行った、本件効果を肯定する者の考えに対しての批判的意見にすぎない。

したがって、本件投稿1は、看過しがたい明確かつ程度の甚だしい侵害行為とも言えず、違法な名誉感情侵害とはならない。

2 本件投稿 2（名誉毀損）について

（1）意見論評型の名誉毀損が問題となること

ア 原告は、本件投稿 2 について、意見論評型ではなく、事実摘示型の名誉権侵害が問題となると主張する。

イ しかし、ある記載において事実摘示がなされているか否かの判断は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準としてなされる。そして、本件投稿 2 の記載は、「要するに、やってることはヤクザそのものである。記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別突破しようとするスタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」とといっただけのものである。これを一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件投稿 2 は、原告が記事に対して記事で反論をするのではなく、著者と面会して直接議論をするという方法をとっているのが、ジャーナリストとしての姿勢としていかなものか、といったものとしか読み取ることができない。つまり、原告の取材行為やジャーナリストとしてのスタンスに対する、被告の意見や評価である。原告は、「原告が E M 菌を批判する記事を書いた著者を敵とみなす」とか「著者に対して、脅迫・威圧等の社会的相当性を欠く手段を用いて、著者に対して攻撃し、屈服せしめようとした」といった事実が摘示されていると主張するが、そのような具体的事実が摘示されていると読み取ることができない。

ウ そして、被告が本件投稿 2 で投げかけている、原告による取材活動が適切性やジャーナリストとしての適切性といったようなことは、証拠等によって存否を決せられるものではないから、評価にあたる。

ゆえに、本件投稿 2 では、意見論評による名誉権侵害が問題とされる。

（2）社会的評価の低下がない及び違法性阻却事由の存在については、被

告第1準備書面第2第2項(3)記載のとおりである。

- 3 よって、被告は原告の名誉権等を侵害しておらず、不法行為は成立しない。

以上